

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 關伽流山トンネル（上り線）補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 22-3-5-【1】-1)	用・排水管P(Po-B) $\phi 0.20A2$ の備考欄に、「周辺被覆部・裏込部の路盤工及び基礎工を含む」とありますが、インバート施工区間以外について簡易舗装工で計上される部分のみであり、用・排水管の項目で計上する舗装工は発生しないのではないでしょうか、ご確認下さい。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
2	特記仕様書 22-3-5-【31】-2) -※1	「交代要員は交通監視員Aとする」とありますが、この意味は、①「交代要員の職種は交通監視員とする」、②「交代要員は規制工本体の交通監視員Aを当てるため、交代要員として新たに員数を追加することはない」のいずれと考えればよろしいでしょうか。	特記仕様書22-3-5【31】2) に記載する「交代要員は交通監視員Aとする」とは、①「交代要員の職種は交通監視員とする」と、お考えください。
3	特記仕様書 22-3-5-【29】-2) -※4	「昼夜連続車線規制III-AS（及びAW）（撤去・保守④）の規制時間とは、III-AS(切替・保守②)あるいはIII-AS(保守③)、III-AW(切替・保守②)あるいはIII-AW(保守③)完了から規制撤去完了までの時間である」とありますが、「III-AS(切替・保守②)あるいはIII-AS(保守②)、III-AW(切替・保守②)あるいはIII-AW(保守②)完了から規制撤去完了まで」ではないでしょうか、ご確認下さい。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
4	特記仕様書4-2	配置技術者の工事経験について、「①施工延長100m以上あるトンネル工事 ②インバート設置工事 のいずれかの実績を有すること」とあります。100m以上あるトンネル工事とは、例えば施工延長500mのトンネル工事において、100mの区間だけ従事した実績でもよろしいのでしょうか。また、掘削・覆工の両方の実績が必要なのでしょうか。インバート設置工事とは新設トンネル工事（インバート区間有り）ではなく、当該工事のような補強工事を指し、施工延長や従事期間の制限は問わないと考えてよろしいのでしょうか。	配置技術者の工事経験に記載の「①施工延長100m以上あるトンネル工事」とは、受注した工事でトンネル施工延長が100m以上の工事に従事していれば実績として認められます。 配置技術者の工事経験に記載の「②インバート設置工事」とは、本工事のような補強工事を指します。また、施工延長や従事期間についての制限は問いません。